

I 調査の概要

1 調査の目的

県内中学校、義務教育学校又は特別支援学校中学部の卒業者について、その進路状況を調査し、教育行政及び進路指導上の基礎資料を得る。

2 調査の対象

令和5年3月に県内の国・公・私立中学校、義務教育学校又は特別支援学校中学部を卒業した者。

3 調査対象校

- ・中学校 445校（国立：1校、公立：413校、私立：31校）
- ・義務教育学校 1校（公立：1校）
- ・特別支援学校中学部 40校（国立：1校、公立：38校、私立：1校）

4 調査期日

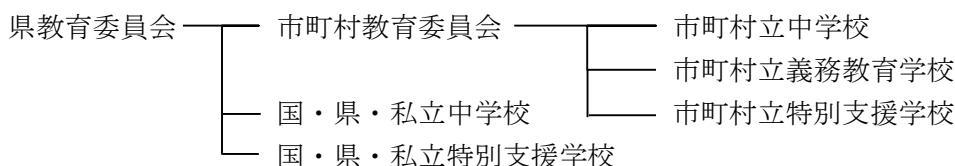
令和5年5月1日現在

5 調査の内容

- (1) 卒業者数
- (2) 高等学校等進学者
 - ア 高等学校本科進学者数（課程別・設置者別）
 - イ 中等教育学校後期課程進学者数（設置者別）
 - ウ 高等学校別科進学者数
 - エ 高等専門学校進学者数（設置者別）
 - オ 特別支援学校高等部進学者数（設置者別）
- (3) 専修学校等進学・入学者
 - ア 専修学校高等課程進学者数・一般課程入学者数
 - イ 各種学校入学者数
 - ウ 公共職業能力開発施設等入学者数
- (4) 就職者等の数
- (5) その他の者の数

6 調査の方法

- (1) 調査実施系統



- (2) 調査票の作成及び提出

- ア 市町村立中学校、義務教育学校及び特別支援学校
調査票を作成し、市町村教育委員会に提出する。
- イ 国・県・私立中学校及び特別支援学校
調査票を作成し、県教育委員会に提出する。
- ウ 市町村教育委員会
管内市町村立学校から提出された調査票を審査・集計し、県教育委員会に提出する。

(3) 調査票の集計

県教育委員会は、(2)により提出された調査票を集計し、報告書を作成する。

7 用語の説明

(1) 高等学校等進学者

学校教育法第1条に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校へ進学した者。

なお、進学し、かつ就職した者を含む。

(2) 高等学校等進学率

中学校卒業者、義務教育学校卒業者及び特別支援学校中学部卒業者に占める高等学校等進学者の割合。

(3) 高等専門学校等進学者

高等専門学校、中等教育学校後期課程又は高等学校別科に進学した者。

(4) 専修学校等進学・入学者

専修学校高等課程に進学した者及び専修学校一般課程、各種学校又は公共職業能力開発施設等に入学した者。

(5) 就職者等

雇用形態により以下のとおり区分する。

ア 自営業主等…個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者。

イ 常用労働者（無期雇用労働者）…雇用契約期間の定めのない者として就職した者。

ウ 常用労働者（有期雇用労働者）…雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者。

エ 臨時労働者…雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者。

(6) 進学・入学かつ就職した者

「高等学校等進学者」及び「専修学校等進学・入学者」のうち、併せて就職した者（再掲）。

就職した者とは、(5)「就職者等」のうちア、イ及びウのうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当（一週間の所定労働時間がおおむね30～40時間）の者。

(7) 就職者総数

就職者（就職者等のうち、自営業主等、無期雇用労働者、有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者）及び進学・入学かつ就職した者の合計。

(8) その他の者

「高等学校等進学者」、「専修学校等進学・入学者」及び「就職者等」以外の者。

なお、その形態により以下のとおり区分する。

ア 進学希望者…上級学校への進学を目指している者。

イ 就職希望者…就職を希望している者。

ウ 海外進学者…外国の高等学校等へ進学した者。

エ 国内無認可校入学者…学校教育法の認可を受けていない国内の教育機関に入学した者。

オ 家事手伝い…家庭生活に必要な仕事を手伝っている者。自家営業に従事する者は除く。

カ 進路未定者…上記ア～オのいずれにも該当しない者。

(9) 不詳・死亡の者

調査期日現在における進路が不明な者及び卒業後調査期日までに死亡した者。

(10) 外国人生徒

日本の国籍を持たない者。なお、日本と外国の両方に国籍を有する者は含まない。